

議案第93号

東向島児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

東向島児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、東向島児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
東向島児童館	東京都墨田区東駒形四丁目6番2号 一般財団法人本所賀川記念館 理事長 服部 榮	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

（提案理由）

東向島児童館の指定管理者を指定する必要がある。